

国土交通省設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案 新旧対照条文

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（第一条関係）	1
航空・鉄道事故調査委員会設置法施行令（昭和四十八年政令第三百七十七号）（第二条関係）	23
海難審判法施行令（昭和二十三年政令第五十四号）（第三条関係）	24
労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）（第四条関係）	36
船員法第一条第二項第二号の港の区域の特例に関する政令（昭和二十三年政令第六十四号）（第五条関係）	37
労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）（第六条関係）	38
公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）（第七条関係）	44
国際観光ホテル整備法施行令（昭和二十五年政令第八十六号）（第八条関係）	46
旅行業法施行令（昭和四十六年政令第三百三十八号）（第八条関係）	47
特定独立行政法人等の労働関係に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百四十九号）（第九条関係）	49
地方公営企業等の労働関係に関する法律施行令（昭和四十年政令第二百七十七号）（第十条関係）	50
行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第二百一十一号）（第十一条関係）	51
公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成四年政令第六百六十一号）（第十二条関係）	52
公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成四年政令第六百六十二号）（第十三条関係）	54
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十八号）（第十四条関係）	56
イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百五十三号）（第十四条関係）	58
周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の關係行政機関を定める政令（平成十一年政令第二百五十三号）（第十五条関係）	60
内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）（第十六条関係）	61
交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）（第十七条関係）	62
運輸審議会令（平成十二年政令第三百一号）（第十八条関係）	64
国土交通省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十四号）（第十九条関係）	65
武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）（第二十条関係）	66
次世代育成支援対策推進法施行令（平成十五年政令第三百七十二号）（第二十一条関係）	67
国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（第二十二条関係）	68
学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十九年政令第六十九号）（第二十三条関係）	69
職員の退職管理に関する政令（平成十九年政令第三百五十二号）（第二十四条関係）	70
行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成二十年政令第九十号）（第二十五条関係）	73

改 正 案

現 行

目次

第一章 本省

第一節 秘書官（第一条）

第二節 内部部局等

第一款 大臣官房及び局並びに政策統括官の設置等（第二条―第十

七条）

第二款 特別な職の設置等（第十八条―第二十一条）

第三款 課の設置等

第一目 大臣官房（第二十二条―第三十五条）

第二目 総合政策局（第三十六条―第六十一条）

第三目 国土計画局（第六十二条―第七十条）

第四目 土地・水資源局（第七十一条―第八十条）

第五目 都市・地域整備局（第八十一条―第九十五条）

第六目 河川局（第九十六条―第一百四条）

第七目 道路局（第一百五―第一百三）

第八目 住宅局（第一百四―第二十一条）

第九目 鉄道局（第二百二十二―第二百二十九条の二）

第十目 自動車交通局（第三百三十―第三百三十九条）

第十一目 海事局（第四百十―第五百六条）

第十二目 港湾局（第五百十七―第六十三）

第十三目 航空局（第六十四―第八十一）

第十四目 北海道局（第八十二―第八十九）

目次

第一章 本省

第一節 秘書官（第一条）

第二節 内部部局等

第一款 大臣官房及び局並びに政策統括官の設置等（第二条―第十

七条）

第二款 特別な職の設置等（第十八条―第二十一条）

第三款 課の設置等

第一目 大臣官房（第二十二条―第三十五条）

第二目 総合政策局（第三十六条―第六十一条）

第三目 国土計画局（第六十二条―第七十条）

第四目 土地・水資源局（第七十一条―第八十条）

第五目 都市・地域整備局（第八十一条―第九十五条）

第六目 河川局（第九十六―第一百四）

第七目 道路局（第一百五―第一百三）

第八目 住宅局（第一百四―第二十一条）

第九目 鉄道局（第二百二十二―第二百二十九条の二）

第十目 自動車交通局（第三百三十―第三百三十九条）

第十一目 海事局（第四百十―第五百六条）

第十二目 港湾局（第五百十七―第六十三）

第十三目 航空局（第六十四―第八十一）

第十四目 北海道局（第八十二―第八十九）

第十五目 政策統括官（第九十條）

第三款 施設等機関（第九十一條―第二百五條）

第四節 地方支分部局

第一款 地方整備局（第二百六條―第二百八條）

第二款 北海道開発局（第二百九條―第二百十一條）

第三款 地方運輸局（第二百十二條―第二百十六條）

第四款 地方航空局（第二百十七條・第二百十八條）

第五款 航空交通管制部（第二百十九條・第二百二十條）

第二章 外局

第一節 観光庁

第一款 特別な職（第二百一十一條―第二百二十三條）

第二款 内部部局（第二百二十四條―第二百二十四條の九）

第二節 気象庁

第一款 特別な職（第二百二十五條）

第二款 内部部局（第二百二十六條―第二百三十三條）

第三款 施設等機関（第二百三十四條―第二百三十九條）

第四款 地方支分部局（第二百四十條―第二百四十三條）

第三節 運輸安全委員会事務局

第一款 特別な職（第二百四十三條の二）

第二款 内部部局（第二百四十三條の三―第二百四十三條の十）

第四節 海上保安庁

第一款 特別な職（第二百四十四條・第二百四十五條）

第二款 内部部局（第二百四十六條―第二百五十三條）

第三款 施設等機関（第二百五十四條―第二百五十七條）

第四款 地方支分部局（第二百五十八條・第二百五十九條）

第十五目 政策統括官（第九十條）

第三款 施設等機関（第九十一條―第二百五條）

第四節 地方支分部局

第一款 地方整備局（第二百六條―第二百八條）

第二款 北海道開発局（第二百九條―第二百十一條）

第三款 地方運輸局（第二百十二條―第二百十六條）

第四款 地方航空局（第二百十七條・第二百十八條）

第五款 航空交通管制部（第二百十九條・第二百二十條）

第二章 外局

第一節 船員労働委員会（第二百一十一條―第二百二十四條）

第一款 特別な職（第二百二十五條）

第二款 内部部局（第二百二十六條―第二百三十三條）

第二節 気象庁

第一款 特別な職（第二百二十五條）

第二款 内部部局（第二百二十六條―第二百三十三條）

第三款 施設等機関（第二百三十四條―第二百三十九條）

第四款 地方支分部局（第二百四十條―第二百四十三條）

第三節 海上保安庁

第一款 特別な職（第二百四十四條・第二百四十五條）

第二款 内部部局（第二百四十六條―第二百五十三條）

第三款 施設等機関（第二百五十四條―第二百五十七條）

第四款 地方支分部局（第二百五十八條・第二百五十九條）

第四節 海難審判庁

附則

(大臣官房及び局並びに政策統括官の設置等)

第二条 (略)

2 大臣官房に官庁営繕部を、土地・水資源局に水資源部を、都市・地域整備局に下水道部を、河川局に砂防部を、自動車交通局に技術安全部を、航空局に監理部、空港部、技術部及び管制保安部を置く。

(総合政策局の所掌事務)

第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 二十九 (略)

三十 交通政策審議会の庶務(交通体系分科会、観光分科会、陸上交通分科会、海事分科会、港湾分科会、航空分科会及び気象分科会に係るものを除く。)に関する事。

三十一 運輸審議会の庶務に関する事。

三十二 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

附則

第一款 高等海難審判庁(第二百六十条)

第二款 地方海難審判庁(第二百六十一条)

(大臣官房及び局並びに政策統括官の設置等)

第二条 (略)

2 大臣官房に官庁営繕部を、総合政策局に情報管理部を、土地・水資源局に水資源部を、都市・地域整備局に下水道部を、河川局に砂防部を、自動車交通局に技術安全部を、航空局に監理部、空港部、技術部及び管制保安部を置く。

(総合政策局の所掌事務)

第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 二十九 (略)

三十 交通政策審議会の庶務(交通体系分科会、陸上交通分科会、海事分科会、港湾分科会、航空分科会及び気象分科会に係るものを除く。)に関する事。

三十一 (略)

三十二 観光地及び観光施設の改善その他の観光の振興に関する事。

三十三 旅行業、旅行者代理業その他の国土交通省の所掌に係る観光事業の発達、改善及び調整に関する事。

三十四 通訳案内士及び地域限定通訳案内士に関する事。

三十五 ホテル及び旅館の登録に関する事。

三十六 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号)第三条第一項に規定する基本方針に係る事務の取りま

三十三〜三十八 (略)

(削る)

(鉄道局の所掌事務)

第十一条 鉄道局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜四 (略)

五 鉄道等に関する事故及びこれらの事故の兆候の原因並びにこれらの事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に關すること(運輸安全委員会の所掌に属するものを除く)。

六・七 (略)

(海事局の所掌事務)

第十三条 海事局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜十一 (略)

(削る)

十二〜十五 (略)

十六 運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法(昭和四十八年法律第百十三号)第五条第五号及び第六号に規定する調査に対する援助に關すること。

(航空局の所掌事務)

第十五条 航空局は、次に掲げる事務をつかさどる。

とめに関すること。

三十七〜四十二 (略)

2 情報管理部は、前項第三十七号から第四十一号までに掲げる事務をつかさどる。

(鉄道局の所掌事務)

第十一条 鉄道局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜四 (略)

五 鉄道等に関する事故の原因及びこれらの事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査並びにこれらの事故の兆候についての必要な調査に關すること(航空・鉄道事故調査委員会の所掌に属するものを除く)。

六・七 (略)

(海事局の所掌事務)

第十三条 海事局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜十一 (略)

十二 船員の労働組合及び労働関係の調整に關すること(船員労働委員會の所掌に属するものを除く)。

十三〜十六 (略)

(航空局の所掌事務)

第十五条 航空局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇八 (略)

九 運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第一号及び第二号に規定する調査に対する援助に関すること。

一〇九 (略)

一一〇 (略)

(政策統括官の職務)

第十七条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一〇一 (略)

十二 国土交通省の所掌に係る危機管理に関する事務の総括に関すること
と(第四条第二十八号及び第八条第一項第十二号に掲げる事務を除く。)

一〇二 (略)

(次長)

第十九条 総合政策局、土地・水資源局、河川局、道路局、鉄道局、海事局及び航空局に、それぞれ次長一人を置く。

二〇 (略)

(総括審議官、技術総括審議官、建設流通政策審議官、運輸安全政策審議官、政策評価審議官、審議官及び技術審議官)

第二十条 大臣官房に、総括審議官二人、技術総括審議官一人、建設流通政策審議官一人、運輸安全政策審議官一人、政策評価審議官一人、審議官二十一人(うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)及び技術審議官四人を置く。

一一〇 (略)

九 航空・鉄道事故調査委員会の行う航空・鉄道事故調査委員会設置法(昭和四十八年法律第百十三号)第三条第一号から第三号までに規定する調査に対する援助に関すること。

一一一 (略)

一二二 (略)

(政策統括官の職務)

第十七条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一〇一 (略)

十二 国土交通省の所掌に係る危機管理に関する事務の総括に関すること
と(第四条第一項第二十八号及び第八条第一項第十二号に掲げる事務を除く。)

一〇二 (略)

(次長)

第十九条 総合政策局、土地・水資源局、河川局、道路局、鉄道局、自動車交通局、海事局及び航空局に、それぞれ次長一人を置く。

二〇 (略)

(総括審議官、技術総括審議官、建設流通政策審議官、総合観光政策審議官、運輸安全政策審議官、政策評価審議官、審議官及び技術審議官)

第二十条 大臣官房に、総括審議官二人、技術総括審議官一人、建設流通政策審議官一人、総合観光政策審議官一人、運輸安全政策審議官一人、政策評価審議官一人、審議官十九人(うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)及び技術審議官四人を置く。

2～4 (略)

(削る)

5| 8| (略)

(参事官及び技術参事官)

第二十一条 大臣官房に、参事官十四人及び技術参事官二人を置く。

2・3 (略)

第二目 総合政策局

(総合政策局に置く課)

第三十六条 総合政策局に、次の十四課を置く。

総務課

政策課

安心生活政策課

環境政策課

海洋政策課

交通計画課

建設業課

建設市場整備課

建設施工企画課

不動産業課

2～4 (略)

5| 総合観光政策審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する観光に関する総合的な政策に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

6| 9| (略)

(参事官及び技術参事官)

第二十一条 大臣官房に、参事官十二人及び技術参事官二人を置く。

2・3 (略)

第二目 総合政策局

(総合政策局に置く課)

第三十六条 総合政策局に、情報管理部に置くもののほか、次の十七課を置く。

総務課

政策課

安心生活政策課

環境政策課

海洋政策課

交通計画課

建設業課

建設市場整備課

建設施工企画課

不動産業課

技術安全課
情報政策課
行政情報化推進課
情報安全・調査課

(削る)

(総務課の所掌事務)
第三十七条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 一〇十四 (略)
- 十五 運輸審議会の庶務に関すること。
- 十六 (略)
- 十七 (略)

第五十一条から第五十八条まで 削除

技術安全課
観光政策課
観光経済課
国際観光課
観光地域振興課
観光資源課
観光事業課
2) 情報管理部に、次の三課を置く。
情報政策課
行政情報化推進課
情報安全・調査課

(総務課の所掌事務)
第三十七条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 一〇十四 (略)
- 十五 (略)
- 十六 (略)

第五十一条 削除

(観光政策課の所掌事務)

第五十二条 観光政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 総合政策局の所掌事務(第四条第一項第三十二号から第三十六号までに掲げるものに限る。第五十四条第二号において同じ。)に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

- 二 観光の振興に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 交通政策審議会観光分科会の庶務に関すること。

（観光経済課の所掌事務）

第五十三条 観光経済課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 容易に観光旅行をすることができる環境の整備その他観光旅行の普及発達に関すること。
- 二 観光に関する調査及び研究に関すること。
- 三 観光に関する統計に関すること。
- 四 観光立国推進基本法（平成十八年法律第十七号）第八条の規定による観光の状況及び施策に関する年次報告等に関すること。

（国際観光課の所掌事務）

第五十四条 国際観光課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国際観光の振興に関すること（観光経済課、観光地域振興課及び観光資源課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 総合政策局の所掌事務に係る国際機関及び外国の行政機関その他の者との連絡並びに国際協力に関すること。
- 三 独立行政法人評価委員会国際観光振興機構分科会の庶務に関すること。

（観光地域振興課の所掌事務）

第五十五条 観光地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 観光地及び観光施設の改善に関すること。
- 二 地域の振興に資する観光の振興に関すること。

(観光資源課の所掌事務)

第五十六条 観光資源課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 観光資源の保護、育成及び開発に関すること。
- 二 観光の振興に寄与する人材の育成に関すること。
- 三 通訳案内士及び地域限定通訳案内士に関すること。

(観光事業課の所掌事務)

第五十七条 観光事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 観光事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 二 ホテル及び旅館の登録に関すること。
- 三 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第三条第一項に規定する基本方針に係る事務の取りまとめに関すること。

第五十八条 削除

(情報政策課の所掌事務)

第五十九条 情報政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(削る)

- 一 総合政策局の所掌事務(第四条第三十三号から第三十七号までに掲げるものに限る。)に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二・三 (略)

第九目 鉄道局

(観光資源課の所掌事務)

第五十六条 観光資源課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 観光資源の保護、育成及び開発に関すること。
- 二 観光の振興に寄与する人材の育成に関すること。
- 三 通訳案内士及び地域限定通訳案内士に関すること。

(観光事業課の所掌事務)

第五十七条 観光事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 観光事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 二 ホテル及び旅館の登録に関すること。
- 三 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第三条第一項に規定する基本方針に係る事務の取りまとめに関すること。

第五十八条 削除

(情報政策課の所掌事務)

第五十九条 情報政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 情報管理部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 情報管理部の所掌事務に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

三・四 (略)

- 五 前各号に掲げるもののほか、情報管理部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第九目 鉄道局

(安全監理官の職務)

第二百二十九条の二 安全監理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 鉄道等に関する事故及びこれらの事故の兆候の原因並びにこれらの事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に關すること(運輸安全委員会の所掌に属するものを除く。)

第十一目 海事局

(安全・環境政策課の所掌事務)

第二百十二条 安全・環境政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第五号及び第六号に規定する調査に対する援助に關すること。

(海事人材政策課の所掌事務)

第二百四十三条 海事人材政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・四 (略)

(削る)

五・七 (略)

第十三目 航空局

(安全監理官の職務)

第二百二十九条の二 安全監理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 鉄道等に関する事故の原因及びこれらの事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査並びにこれらの事故の兆候についての必要な調査に關すること(航空・鉄道事故調査委員会の所掌に属するものを除く。)

第十一目 海事局

(安全・環境政策課の所掌事務)

第二百十二条 安全・環境政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

(海事人材政策課の所掌事務)

第二百四十三条 海事人材政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・四 (略)

五 船員の労働組合及び労働関係の調整に關すること(船員労働委員会の所掌に属するものを除く。)

六・八 (略)

第十三目 航空局

(運輸課の所掌事務)

第七十五条 運輸課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第一号及び第二号に規定する調査に対する援助に関すること。

四 (略)

(地方運輸局の名称、位置及び管轄区域)

第二百十二条 (略)

2 法第三十五条第一項に掲げる事務のうち法第四条第十五号(油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものを除く。)、第十八号、第十九号(船舶運航事業者の行う貨物の運送に係るものに限る。)、第八十六号から第九十三号まで、第九十五号から第九十九号まで及び第百号(運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第五号及び第六号に規定する調査に対する援助に係るものに限る。)に掲げる事務並びにこれらの事務に係る同条第百十四号及び第百二十八号に掲げる事務に関しては、前項の規定にかかわらず、山口県のうち下関市、宇部市、山陽小野田市及び長門市は九州運輸局の管轄区域とする。

3 (略)

第三款 地方運輸局

(地方交通審議会)

第二百十四条 (略)

(運輸課の所掌事務)

第七十五条 運輸課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 航空・鉄道事故調査委員会の行う航空・鉄道事故調査委員会設置法第三条第一号から第三号までに規定する調査に対する援助に関すること。

四 (略)

(地方運輸局の名称、位置及び管轄区域)

第二百十二条 (略)

2 法第三十五条第一項に掲げる事務のうち法第四条第十五号(油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものを除く。)、第十八号、第十九号(船舶運航事業者の行う貨物の運送に係るものに限る。)、第八十六号から第九十三号まで及び第九十五号から第百号までに掲げる事務並びにこれらの事務に係る同条第百十四号及び第百二十八号に掲げる事務に関しては、前項の規定にかかわらず、山口県のうち下関市、宇部市、山陽小野田市及び長門市は九州運輸局の管轄区域とする。

3 (略)

第三款 地方運輸局

(地方交通審議会)

第二百十四条 (略)

2 地方交通審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方運輸局長の諮問に応じて地方運輸局の所掌事務に関する重要事項を調査審議すること。

二 船員法（昭和二十二年法律第百号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）及び船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 （略）

第一節 観光庁

第一款 特別な職

（次長）

第二百二十一条 観光庁に、次長一人を置く。

（審議官）

第二百二十二条 観光庁に、審議官一人を置く。

2 審議官は、命を受けて、観光庁の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

（参事官）

第二百二十三条 観光庁に、参事官二人を置く。

2 参事官は、命を受けて、観光庁の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。

第二款 内部部局

2 地方交通審議会は、地方運輸局長の諮問に応じて地方運輸局の所掌

事務に関する重要事項を調査審議する。

3 （略）

第一節 船員労働委員会

第二百二十一条 削除

（総務管理官）

第二百二十二条 船員中央労働委員会事務局に、総務管理官一人を置く。

（総務管理官の職務）

第二百二十三条 （略）

(部の設置)

第二百二十四条 観光庁に、観光地域振興部を置く。

(観光地域振興部の所掌事務)

第二百二十四条の二 観光地域振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 観光地及び観光施設の改善に関すること。
- 二 地域の振興に資する観光の振興に関すること。
- 三 観光資源の保護、育成及び開発に関すること。
- 四 観光の振興に寄与する人材の育成に関すること。
- 五 通訳案内士及び地域限定通訳案内士に関すること。

(課の設置)

第二百二十四条の三 観光庁に、観光地域振興部に置くもののほか、次の四課を置く。

総務課

観光産業課

国際観光政策課

国際交流推進課

2 | 観光地域振興部に、次の二課を置く。

観光地域振興課

観光資源課

(総務課の所掌事務)

第二百二十四条の四 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。

第二百二十四条 削除

二 観光庁の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに
教養及び訓練に関すること。

三 長官の官印及び庁印の保管に関すること。

四 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

五 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること。

六 観光庁の所掌事務に関する総合調整に関すること。

七 観光庁の行政の考査に関すること。

八 広報に関すること。

九 観光庁の保有する情報の公開に関すること。

十 観光庁の保有する個人情報保護に関すること。

十一 観光庁の機構及び定員に関すること。

十二 表彰及び儀式に関すること。

十三 観光庁の所掌事務に関する官報掲載に関すること。

十四 観光庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会
計の監査に関すること。

十五 観光庁所属の行政財産及び物品の管理に関すること。

十六 観光庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

十七 観光庁の所掌事務に関する基本的な政策の企画及び立案に関する
こと（国際観光政策課の所掌に属するものを除く。）。

十八 容易に観光旅行をすることができる環境の整備その他観光旅行の
普及発達に関すること。

十九 観光に関する調査及び研究に関すること。

二十 観光に関する統計に関すること。

二十一 前三号に掲げるもののほか、観光の振興に関すること（観光地
域振興部及び他課の所掌に属するものを除く。）。

二十二 観光立国推進基本法（平成十八年法律第百十七号）第八条の規

定による観光の状況及び施策に関する年次報告等に関すること。

二十三 交通政策審議会観光分科会の庶務に関すること。

二十四 前各号に掲げるもののほか、観光庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(観光産業課の所掌事務)

第二百二十四条の五 観光産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 観光産業を営む者の連携による観光の振興に関すること（観光地域振興部の所掌に属するものを除く。）。

二 旅行業、旅行者代理業その他の国土交通省の所掌に係る観光事業の発達、改善及び調整に関すること。

三 ホテル及び旅館の登録に関すること。

四 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第三条第一項に規定する基本方針に係る事務の取りまとめに関すること。

(国際観光政策課の所掌事務)

第二百二十四条の六 国際観光政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国際観光の振興に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二 観光庁の所掌事務に係る国際機関及び外国の行政機関その他の者との連絡並びに国際協力に関すること（前号に掲げる事務に係るものに限る。）。

三 独立行政法人評価委員会国際観光振興機構分科会の庶務に関すること。

(国際交流推進課の所掌事務)

第二百二十四条の七 国際交流推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 外国人観光旅客の来訪及び国際会議の誘致の促進その他の国際交流の推進による国際観光の振興に関すること（観光地域振興部の所掌に属するものを除く。）。

- 二 観光庁の所掌事務に係る国際機関及び外国の行政機関その他の者との連絡並びに国際協力に関する事務に関すること（国際観光政策課の所掌に属するものを除く。）。

(観光地域振興課の所掌事務)

第二百二十四条の八 観光地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 観光地域振興部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 観光地及び観光施設の改善に関すること。
- 三 地域の振興に資する観光の振興に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、観光地域振興部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(観光資源課の所掌事務)

第二百二十四条の九 観光資源課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 観光資源の保護、育成及び開発に関すること。
- 二 観光の振興に寄与する人材の育成に関すること。
- 三 通訳案内士及び地域限定通訳案内士に関すること。

第三節 運輸安全委員会事務局

第一款 特別な職

(審議官)

第二百四十三条の二 運輸安全委員会（以下この節において「委員会」という。）の事務局に、審議官一人を置く。

2 審議官は、命を受けて、委員会の事務局の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

第二款 内部部局

(事務局に置く課等)

第二百四十三条の三 委員会の事務局に、総務課並びに参事官、首席航空事故調査官、首席鉄道事故調査官及び首席船舶事故調査官それぞれ一人並びに首席地方事故調査官四人を置く。

2 前項の首席地方事故調査官は、国土交通省令で定める区域ごとに置く。

(総務課の所掌事務)

第二百四十三条の四 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 委員会の事務局の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事に関すること。

三 委員長及び事務局長の官印並びに委員会及び事務局の公印の保管に関すること。

四 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

五 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること。

六 委員会の事務局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

- 七 委員会の事務局の行政の考査に関すること。
- 八 広報に関すること。
- 九 委員会の保有する情報の公開に関すること。
- 十 委員会の保有する個人情報保護に関すること。
- 十一 委員会の機構及び定員に関すること。
- 十二 委員会の所掌事務に関する官報掲載に関すること。
- 十三 委員会の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 十四 委員会所属の行政財産及び物品の管理に関すること。
- 十五 委員会の事務局の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
- 十六 前各号に掲げるもののほか、委員会の事務局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(参事官の職務)

第二百四十三条の五 参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 委員会の事務局の職員の教養及び訓練に関すること。
- 二 委員会の会議の庶務に関すること。
- 三 委員会の所掌事務に関する資料及び情報の収集及び分析に関すること。
- 四 委員会の所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 五 事故等調査（運輸安全委員会設置法第十五条第一項に規定する事故等調査をいう。以下この節において同じ。）に関する企画及び立案に関すること。
- 六 事故等調査の円滑な実施を図るための関係機関との連絡調整その他の措置に関すること。

七 事故等調査の結果に基づく航空事故、鉄道事故及び船舶事故並びにこれらの事故の兆候の防止並びに航空事故、鉄道事故及び船舶事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策又は措置についての国土交通大臣又は原因関係者に対する勧告に関すること。

八 航空事故、鉄道事故及び船舶事故並びにこれらの事故の兆候の防止並びに航空事故、鉄道事故及び船舶事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策についての国土交通大臣又は関係行政機関の長に対する意見に関すること。

(首席航空事故調査官の職務)

第二百四十三条の六 首席航空事故調査官は、次に掲げる事務（参事官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 航空事故及び航空事故の兆候の原因を究明するための調査に関すること。

二 航空事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関すること。

(首席鉄道事故調査官の職務)

第二百四十三条の七 首席鉄道事故調査官は、次に掲げる事務（参事官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 鉄道事故及び鉄道事故の兆候の原因を究明するための調査に関すること。

二 鉄道事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関すること。

(首席船舶事故調査官の職務)

第二百四十三条の八 首席船舶事故調査官は、次に掲げる事務（参事官及び首席地方事故調査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- 一 船舶事故及び船舶事故の兆候（次条第一号において「船舶事故等」という。）の原因を究明するための調査に關すること。
- 二 船舶事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に關すること。

（首席地方事故調査官の職務）

第二百四十三条の九 首席地方事故調査官は、命を受けて、次に掲げるもの（参事官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

- 一 旅客の死亡を伴う船舶事故その他の国土交通省令で定める重大な船舶事故等以外の船舶事故であつてその置かれた第二百四十三条の三第二項に規定する区域において発生したものの原因を究明するための調査に關すること。
- 二 旅客の死亡を伴う船舶事故その他の国土交通省令で定める重大な船舶事故以外の船舶事故であつてその置かれた第二百四十三条の三第二項に規定する区域において発生したものに伴い発生した被害の原因を究明するための調査に關すること。
- 三 事故発生後の初期の段階における事故等調査に關すること。

（国土交通省令への委任）

第二百四十三条の十 この節に定めるもののほか、委員会の事務局の内部組織の細目は、国土交通省令で定める。

第四節 海上保安庁

第三節 海上保安庁

第二款 内部部局

(交通部の所掌事務)

第二百五十一条 交通部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 海難の調査(運輸安全委員会及び海難審判所の行うものを除く。)
に關すること。

二〇十三 (略)

(削る)

第二款 内部部局

(交通部の所掌事務)

第二百五十一条 交通部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 海難の調査(海難審判庁の行うものを除く。)
に關すること。

二〇十三 (略)

第四節 海難審判庁

第一款 高等海難審判庁

(高等海難審判庁の課等の数)

第二百六十条 高等海難審判庁に置く課及びこれに準ずる室に係る国家行政組織法第七条第六項に規定する政令の定める数は、一とする。

2| 高等海難審判庁に置く課長に準ずる職に係る国家行政組織法第二十一条第五項に規定する政令の定める数は、一人とする。

第二款 地方海難審判庁

(地方海難審判庁の課等の数)

第二百六十一条 各地方海難審判庁に置く課及びこれに準ずる室に係る国家行政組織法第七条第六項に規定する政令の定める数は、一とする。

附則

(総合政策局の所掌事務についての読替え等)

附則

(総合政策局の所掌事務についての読替え等)

第二条 総合政策局の所掌事務については、当分の間、第四条第二十号中「関すること」とあるのは、「関すること（都市・地域整備局の所掌に属するものを除く。）」とする。

2 総合政策局は、第四条各号に掲げる事務のほか、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）附則第十五条に規定する管理業務が終了する日又は同条に規定する業務の実績に関する評価が終了する日のいずれか遅い日までの間、独立行政法人宇宙航空研究開発機構の行う業務に関する事務をつかさどる。

第二条 総合政策局の所掌事務については、当分の間、第四条第一項第二十号中「関すること」とあるのは、「関すること（都市・地域整備局の所掌に属するものを除く。）」とする。

2 総合政策局は、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）附則第十五条に規定する管理業務が終了する日又は同条に規定する業務の実績に関する評価が終了する日のいずれか遅い日までの間、独立行政法人宇宙航空研究開発機構の行う業務に関する事務をつかさどる。

改正案	現行
<p>運輸安全委員会設置法施行令</p> <p>（専門委員の任命及び任期）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 専門委員の任期は、その従事する事故等調査について運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）第二十五条第一項の規定により報告書が国土交通大臣に提出される時までの期間とする。</p> <p>（運輸安全委員会規則への委任）</p> <p>第三条 事故等調査の実施要領、原因関係者等の意見の聴取の手續その他の委員会の事務の処理に關し必要な事項は、運輸安全委員会規則で定める。</p>	<p>航空・鉄道事故調査委員会設置法施行令</p> <p>（専門委員の任命及び任期）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 専門委員の任期は、その従事する事故等調査について航空・鉄道事故調査委員会設置法第二十条第一項の規定により報告書が国土交通大臣に提出される時までの期間とする。</p> <p>（事故等調査の実施要領等）</p> <p>第三条 事故等調査の実施要領、原因関係者等の意見の聴取の手續その他の委員会の事務の処理に關し必要な事項は、委員会が定める。</p>

改 正 案

現 行

（海難審判法の施行期日）

第一条 海難審判法は、昭和二十三年二月二十九日から、これを施行する。

第一条 海難審判法は、昭和二十三年二月二十九日から、これを施行する。

（審判官及び理事官の資格）

第二条 審判官及び理事官の任命資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

第三条 海難審判庁審判官及び海難審判庁理事官の任命資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 （略）
- 二 次に掲げる職の一又は二以上の経歴を有し、その年数が通算して五年以上である者
 - イ 職務の級が一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第一の行政職俸給表（一）の四級以上の海事に関する事務を所掌する職

- 一 （略）
- 二 次に掲げる職の一又は二以上の経歴を有し、その年数が通算して五年以上である者
 - イ 職務の級が一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第一の行政職俸給表（一）（次条第四号において「行政職俸給表（一）」という。）の四級以上の海難審判庁副理事官、海難審判庁事務官その他の海事に関する事務を所掌する職

ロ （略）

ハ 職務の級が一般職の職員の給与に関する法律別表第四の公安職俸給表（二）の四級若しくはこれに相当すると認められる級以上の海上保安官又は職務の級が同法別表第二の専門行政職俸給表の三級以上の

ロ （略）

ハ 職務の級が一般職の職員の給与に関する法律別表第四の公安職俸給表（二）（次条第四号において「公安職俸給表（二）」という。）の四級若しくはこれに相当すると認められる級以上の海上保安官又は職務

船舶検査官若しくは海技試験官若しくは運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）第二条第六項に規定する船舶事故等に関する調査に関する事務を所掌する事故調査官

二（略）

三（略）

の級が同法別表第二の専門行政職俸給表（次条第四号において「専門行政職俸給表」という。）の三級以上の船舶検査官若しくは海技試験官

二（略）

三（略）

第四条 海難審判庁副理事官の任命資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 一級海技士（航海）又は一級海技士（機関）の海技免許を受けた者
- 二 二級海技士（航海）又は二級海技士（機関）の海技免許を受け、かつ、次に掲げる職の一又は二以上の経歴を有し、その年数が通算して六年以上である者

イ 海上保安官、海難審判庁事務官又は船舶検査官

ロ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の高等学校又は中等教育学校、独立行政法人海技教育機構その他国土交通省令で定める教育機関の船舶の運航又は船舶用機関の運転に関する学科の教員

ハ 前条第一号に規定する船舶の船長、航海士、機関長又は機関士

三 三級海技士（航海）又は三級海技士（機関）の海技免許を受け、かつ、前号イからハまでに掲げる職の一又は二以上の経歴を有し、その年数が通算して八年以上である者

四 三年以上職務の級が公安職俸給表（二）の三級若しくはこれに相当すると認められる級以上の海上保安官、職務の級が行政職俸給表（一）の三級以上の海難審判庁事務官その他の海事に関する事務を所掌する職又は職務の級が専門行政職俸給表の二級以上の船舶検査官若しくは海技試験官の経歴を有する者

(審判官及び理事官の定数)

第三条 審判官及び理事官の定数は、次のとおりとする。

- 一 審判官 二十五人
- 二 理事官 二十三人

(鑑定料等)

第四条 海難審判法第五十二条第二項の規定により鑑定人、通訳人又は翻訳人が請求することができる鑑定料、通訳料又は翻訳料の額は、鑑定、通訳又は翻訳をするに当たり必要とした特別の技能の程度又はこれに要した時間及び費用を考慮して海難審判所が定める。

附則

この政令は、昭和二十三年二月二十九日から、これを適用する。

(削る)

第四条の二 海難審判庁審判官、海難審判庁理事官及び海難審判庁副理事官の定数は、次のとおりとする。

- 一 海難審判庁審判官 五十二人
- 二 海難審判庁理事官 四十一人
- 三 海難審判庁副理事官 九人

第五条 各海難審判庁の参審員の員数は、十二人とする。但し、門司地方海難審判庁にあつては、二十四人とする。

② 門司地方海難審判庁の支部には、同庁に置かれる参審員のうち十二人を置く。

③ 参審員の任期は、三年とする。但し、任期中でもこれを解任することを妨げない。

第六条 海難審判法第六十四条第二項の規定により鑑定人、通訳人又は翻訳人が請求することができる鑑定料、通訳料又は翻訳料の額は、鑑定、通訳又は翻訳をするに当たり必要とした特別の技能の程度又はこれに要した時間及び費用を考慮して海難審判所が定める。

附則

第七条 この政令は、昭和二十三年二月二十九日から、これを適用する。

第八条 左の勅令は、これを廃止する。

海員審判所職員定員及任用令

海員審判所事務章程
 明治四十三年勅令第九十四号

別表

(削る)

名称	位置	管轄
函館地方海難 審判庁	函館市	管轄区域 北海道 大間崎と竜飛崎とを結び東 経百四十度の子午線まで延 長しその交点から二百九十 五度にシベリヤの海岸まで 引いた線（以下「イ線」と いう。） 大間崎と尻屋崎 とを結び尻屋崎から九十度 に東経百七十五度の子午線 まで引いた線（以下「ロ線 」という。） 及びロ線の東 端から零度にシベリヤの海 岸まで引いた線（以下「ハ 線」という。） 以内の領海 海難審判法第十九条第三項 の規定による事件の管轄 イ線、ロ線及びハ線以内の 国外の水域並びにこれに接 続する河川において発生す る事件

仙台地方海難
審判庁

仙台市

管轄区域

青森県 岩手県 宮城県
秋田県 山形県 福島県
新潟県

イ線及び新潟県と富山県との海岸境界（北緯三十六度五十八分五十一秒東経百三十七度三十八分十九秒）から零度に五十海里引きその北端から二百九十五度に朝鮮の海岸まで引いた線（以下「ニ線」という。）以下の領海

ロ線及び福島県と茨城県との海岸境界（北緯三十六度五十一分三十一秒東経百四十度四十七分三十八秒）から九十度に東経百四十五度の子午線まで引きその東端から零度にロ線まで引いた線（以下「ホ線」という。）以下の領海

海難審判法第十九条第三項の規定による事件の管轄

イ線及びニ線以内の国外の水域並びにこれに接続する

<p>横浜地方海難 審判庁</p>	<p>横浜市</p>	<p>河川において発生する事件 口線及びホ線以内の国外の 水域において発生する事件</p> <p>管轄区域</p> <p>茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県</p> <p>三重県と和歌山県との新宮 川口における境界（北緯三 十三度四十三分二十五秒東 経百三十六度四十一秒）を 通過する子午線（以下「<u>ヘ 線</u>」という。）以東の領海 （函館地方海難審判庁、仙 台地方海難審判庁及び神戸 地方海難審判庁の管轄区域 を除く。）</p> <p>海難審判法第十九条第三項の 規定による事件の管轄</p> <p>へ線以東で西経七十度の子 午線（以下「<u>ト線</u>」という 。）以西の国外の水域にお いて発生する事件（函館地 方海難審判庁、仙台地方海</p>
-----------------------	------------	---

<p>神戸地方海難 審判庁</p>	<p>神戸市</p>	
<p>管轄区域</p>	<p>富山県 石川県 福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県 高知県</p> <p>二線及び兵庫県と鳥取県との海岸境界（汐吹埼）から零度に二線まで引いた線（以下「チ線」という。）以下の領海</p> <p>へ線以西の領海（広島地方海難審判庁、門司地方海難審判庁及び長崎地方海難審判庁の管轄区域を除く。）</p> <p>海難審判法第十九条第三項の規定による事件の管轄</p> <p>二線及びチ線以内の国外の水域において発生する事件へ線以西でト線以東の国外の水域並びにこれに接続する河川及び湖において発生する事件（広島地方海難審判庁、門司地方海難審判庁</p>	<p>難審判庁及び神戸地方海難審判庁の管轄区域を除く。</p>

	<p>広島地方海難 審判庁</p>	<p>及び長崎地方海難審判庁の 管轄に属する事件を除く。</p>
	<p>広島市</p>	<p>ト線以西の大西洋、メキシ コ湾及びカリブ海並びにこ れらに接続する河川におい て発生する事件</p>
	<p>管轄区域</p>	<p>鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県（下松市、 岩国市、光市、柳井市、周 南市、大島郡、玖珂郡及び 熊毛郡の区域に限る。） 香川県 愛媛県 ニ線、チ線及び島根県と山 口県との海岸境界（北緯三 十四度四十分五十二秒東経 百三十一度四十一分二十一 秒）から零度にニ線まで引 いた線（以下「リ線」とい う。）以内の領海 岡山県と兵庫県との海岸境 界（真尾鼻）から網埼に至 り網埼から香川県と徳島県 との海岸境界（北緯三十四 度十二分三十二秒東経百三</p>

<p>門司地方海難 審判庁</p>	
<p>北九州市</p>	
<p>管轄区域 山口県（広島地方海難審判</p>	<p>十四度二十六分三十秒）ま で引いた線（以下「又線」 という。）、防府市と周南 市との海岸境界（赤崎）か ら野島の西端及び速吸瀬戸 の高島の東端を経て水ノ子 島灯台に至り同灯台から百 八十度に北緯二十三度まで 引いた線（以下「ル線」と いう。）並びに愛媛県と高 知県との海岸境界（北緯三 十二度五十五分三十二秒東 経百三十二度三十九分二十 一秒）から二百四十度にル 線まで引いた線（以下「ヲ 線」という。）以内の領海 海難審判法第十九条第三項の 規定による事件の管轄 二線、チ線及びリ線以内の 国外の水域において発生す る事件 又線、ル線及びヲ線以内の 国外の水域において発生す る事件</p>

庁の管轄区域を除く。）

福岡県（長崎地方海難審判
庁の管轄区域を除く。）

長崎県（対馬市及び壱岐市
の区域に限る。） 大分県

宮崎県 鹿児島県（長崎
地方海難審判庁の管轄区域
を除く。） 沖縄県

ニ線、リ線、ル線、ロ線の
南端から二百七十度に東経
百二十二度三十分まで引き
その西端から零度に北緯二
十六度まで引いた線（以下
「ワ線」という。）、ワ線
の北端から九十度に東経百
二十五度まで引いた線（以
下「カ線」という。）、阿
久根市と薩摩川内市との海
岸境界（北緯三十一度五十
五分三十二秒東経百三十度
十三分十二秒）から二百七
十度に三十海里引きその西
端から北緯二十六度東経百
二十五度の点まで引いた線
（以下「ヨ線」という。）

及び福岡県糸島郡と唐津市

		<p>長崎地方海難 審判庁</p>
<p>この海岸境界（北緯三十三度二十八分十二秒東経百三十度二分二十二秒）から烏帽子島灯台を経て馬羅島灯台に至り同灯台から二百七十度に大陸の海岸まで引いた線（以下「タ線」という。）以内の領海</p> <p>海難審判法第十九条第三項の規定による事件の管轄</p> <p>ニ線、リ線、ル線、ワ線、カ線、ヨ線及びタ線以内の国外の水域並びにこれに接続する河川において発生する事件</p>	<p>長崎市</p>	
<p>管轄区域</p> <p>福岡県（大牟田市、柳川市、大川市、山門郡及び三池郡の区域に限る。） 佐賀県 長崎県（門司地方海難審判庁の管轄区域を除く。）</p> <p>（ 熊本県 鹿児島県（阿久根市、出水市及び出水郡の区域に限る。）</p> <p>カ線、ヨ線、タ線及びワ線の北端から二百七十度に大</p>		

<p>陸の海岸まで引いた線（以下「レ線」という。）以内の領海</p> <p>海難審判法第十九条第三項の規定による事件の管轄</p> <p>カ線、ヨ線、タ線及びレ線以内の国外の水域並びにこれに接続する河川及び湖において発生する事件</p>

改正案	現行
<p>(削る)</p>	<p>第十二条 削除</p> <p>(船員に関する取扱)</p> <p>第十三条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員に関しては、この政令(第一条から第一条の十まで及び第六条の三の規定を除く。)中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「中央労働委員会」とあるのは「船員中央労働委員会」と、「都道府県知事」とあるのは「地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)」と、「都道府県労働委員会」とあるのは「船員地方労働委員会」と、「都道府県」又は「都道府県の区域」とあるのは「船員地方労働委員会の管轄区域」と、「労働事務所」とあるのは「運輸支局又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所」と読み替えるものとする。</p> <p>② 第六条の二の規定は、船員地方労働委員会に準用する。この場合において、同条第一項中「十級」とあるのは「八級」と読み替えるものとする。</p>

○ 船員法第一条第二項第二号の港の区域の特例に関する政令（昭和二十三年政令第六十四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>1 国土交通大臣が船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条第三項ただし書の規定により港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）に基づく港の区域と異なる区域を定めようとするときは、<u>国土交通省令</u>で定めるところにより、<u>交通政策審議会</u>又は<u>地方交通審議会</u>の議を経なければならぬ。</p> <p>2 （略）</p>	<p>1 国土交通大臣が船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条第三項ただし書の規定により港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）に基づく港の区域と異なる区域を定めようとするときは、<u>船員労働委員会</u>の議を経なければならない。</p> <p>2 （略）</p>

改 正 案

現 行

（委員の任命手続）

（委員の任命手続）

第二十条 内閣総理大臣は、法第十九条の三第二項の規定に基づき使用者を代表する者（以下「使用者委員」という。）又は労働者を代表する者（以下「労働者委員」という。）を任命しようとするときは、使用者団体（二以上の都道府県にわたつて組織を有するものに限る。）、特定独立行政法人（同項に規定する特定独立行政法人をいう。第二十三条の二第一項において同じ。）若しくは国有林野事業（法第十九条の三第二項に規定する国有林野事業をいう。）を行う国の経営する企業又は労働組合（特定独立行政法人職員（同項に規定する特定独立行政法人職員をいう。以下同じ。）又は国有林野事業職員（同項に規定する国有林野事業職員をいう。以下同じ。）が結成し、又は加入する労働組合の推薦に基づき任命する同項に規定する四人の委員以外の委員に関しては、二以上の都道府県にわたつて組織を有するものに限る。）に対して候補者の推薦を求め、その推薦があつた者のうちから任命するものとする。

第二十条 内閣総理大臣は、法第十九条の三第二項の規定に基づき使用者を代表する者（以下「使用者委員」という。）又は労働者を代表する者（以下「労働者委員」という。）を任命しようとするときは、使用者団体（二以上の都道府県にわたつて組織を有するものに限る。）、特定独立行政法人（同項に規定する特定独立行政法人をいう。第二十三条の二第一項において同じ。）若しくは国有林野事業（法第十九条の三第二項に規定する国有林野事業をいう。）を行う国の経営する企業又は労働組合（特定独立行政法人職員（同項に規定する特定独立行政法人職員をいう。以下同じ。）又は国有林野事業職員（同項に規定する国有林野事業職員をいう。以下同じ。）が結成し、又は加入する労働組合の推薦に基づき任命する同項に規定する六人の委員以外の委員に関しては、二以上の都道府県にわたつて組織を有するものに限る。）に対して候補者の推薦を求め、その推薦があつた者のうちから任命するものとする。

2・3 （略）

2・3 （略）

（地方調整委員）

（地方調整委員）

第二十三条の二 （略）

第二十三条の二 （略）

2・3 （略）

2・3 （略）

4 第二十条の規定は、厚生労働大臣が法第十九条の十第二項の規定に基づき使用者又は労働者を代表する地方調整委員を任命しようとする

4 第二十条の規定は、厚生労働大臣が法第十九条の十第二項の規定に基づき使用者又は労働者を代表する地方調整委員を任命しようとする

場合に準用する。この場合において、第二十条第一項中「労働組合の推薦に基づき任命する同項に規定する四人の委員以外の委員に関しては」とあるのは、「労働組合以外の労働組合にあつては」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

(公益委員のみで行う会議)

第二十六条 労働委員会は、法第二十四条第一項に規定する事件の処理については、公益委員（法第二十四条の二第一項又は第三項ただし書の合議体で審査等（同条に規定する審査等をいう。）を行う場合にあっては、当該合議体を構成する公益委員。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 (略)

(法第二十五条第一項の政令で定める処分)

第二十六条の二 法第二十五条第一項の政令で定める処分は、次に掲げる事項に関し行われる法第五条第一項又は第十一条第一項の規定による処分とする。

一 特定独立行政法人職員又は国有林野事業職員が結成し、又は加入する労働組合の推薦に基づき任命される法第十九条の三第二項に規定する四人の委員を推薦する手続

二・三 (略)

(和解調書の正本等の送達等)

第二十九条 (略)

場合に準用する。この場合において、第二十条第一項中「労働組合の推薦に基づき任命する同項に規定する六人の委員以外の委員に関しては」とあるのは、「労働組合以外の労働組合にあつては」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

(公益委員のみで行う会議)

第二十六条 労働委員会は、法第二十四条第一項に規定する事件の処理については、公益委員（法第二十四条の二第一項、第三項ただし書又は第四項ただし書の合議体で審査等（同条に規定する審査等をいう。）を行う場合にあっては、当該合議体を構成する公益委員。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 (略)

(法第二十五条第一項の政令で定める処分)

第二十六条の二 法第二十五条第一項の政令で定める処分は、次に掲げる事項に関し行われる法第五条第一項又は第十一条第一項の規定による処分とする。

一 特定独立行政法人職員又は国有林野事業職員が結成し、又は加入する労働組合の推薦に基づき任命される法第十九条の三第二項に規定する六人の委員を推薦する手続

二・三 (略)

(和解調書の正本等の送達等)

第二十八条の二 (略)

2 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十八条第二項、第九十九条から第三百三条まで、第二百五条、第六条、第七条第一項（第二号及び第三号を除く。）及び第三項並びに第九十九条の規定は、和解調書の正本等（前項の和解調書の正本並びに法第二十七条の十四第六項後段の執行文及び文書の謄本をいう。以下同じ。）の送達に準用する。

この場合において、民事訴訟法第九十八条第二項及び第百条中「裁判所書記官」とあるのは「労働委員会の職員」と、同法第九十九条第一項中「郵便又は執行官」とあるのは「郵便」と、同法第二百二条第一項中「訴訟無能力者」とあるのは「未成年者（独立して法律行為をすることができない場合を除く。）又は成年被後見人」と、同法第一百七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「労働委員会の職員」と、「最高裁判所規則で」とあるのは「厚生労働大臣が」と読み替えるものとする。

第三十条 (略)

2・3 (略)

第三十一条 (略)

(出頭を求められた者等の費用弁償)

第三十二条 (略)

2 (略)

第三十三条 (略)

2 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十八条第二項、第九十九条から第三百三条まで、第二百五条、第六条、第七条第一項（第二号及び第三号を除く。）及び第三項並びに第九十九条の規定は、和解調書の正本等（前項の和解調書の正本並びに法第二十七条の十四第六項後段の執行文及び文書の謄本をいう。以下同じ。）の送達に準用する。

この場合において、民事訴訟法第九十八条第二項及び第百条中「裁判所書記官」とあるのは「労働委員会の職員」と、同法第九十九条第一項中「郵便又は執行官」とあるのは「郵便」と、同法第二百二条第一項中「訴訟無能力者」とあるのは「未成年者（独立して法律行為をすることができない場合を除く。）又は成年被後見人」と、同法第一百七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「労働委員会の職員」と、「最高裁判所規則で」とあるのは「厚生労働大臣（船員中央労働委員会又は船員地方労働委員会の職員が発送する書類にあつては、国土交通大臣）」が」と読み替えるものとする。

第二十八条の三 (略)

2・3 (略)

第二十八条の四 (略)

(出頭を求められた者等の費用弁償)

第二十八条の五 (略)

2 (略)

第二十八条の六 (略)

(削る)

(船員に関する取扱い)

第二十九条 次の上欄に掲げる区域を管轄区域とする船員地方労働委員会の名称は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

管轄区域	名称
北海道運輸局の管轄区域	北海道船員地方労働委員会
東北運輸局の管轄区域	東北船員地方労働委員会
関東運輸局の管轄区域	関東船員地方労働委員会
北陸信越運輸局の管轄区域	北陸信越船員地方労働委員会
中部運輸局の管轄区域	中部船員地方労働委員会
近畿運輸局の管轄区域（兵庫県の区域を除く。）	近畿船員地方労働委員会
兵庫県の区域	神戸船員地方労働委員会
中国運輸局の管轄区域	中国船員地方労働委員会
四国運輸局の管轄区域	四国船員地方労働委員会
九州運輸局の管轄区域	九州船員地方労働委員会
沖縄県の区域	沖縄船員地方労働委員会

2 国土交通大臣は、法第十九条の十三第三項の規定に基づき使用者委員又は労働者委員を任命しようとするときは、船員中央労働委員会の委員にあつては二以上の船員地方労働委員会の管轄区域にわたつて組織を有する使用者団体又は労働組合に対して、船員地方労働委員会の委員にあつては当該船員地方労働委員会の管轄区域内のみに組織を有する使用者団体又は労働組合（当該船員地方労働委員会の管轄区域内に事務所を有するその他の使用者団体又は労働組合を含む。）に対して、それぞれ、候補者の推薦を求め、その推薦があつた者のうちから

任命するものとする。

3 国土交通大臣は、法第十九条の十三第三項の規定に基づき公益委員を任命しようとするときは、使用者委員及び労働者委員にその任命しようとする委員の候補者の名簿を提示して同意を求め、その同意があった者のうちから任命するものとする。

4 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員（特定独立行政法人職員及び国有林野事業職員を除く。）に対する第十五条の規定の適用については、同条中「都道府県の区域」とあるのは「船員地方労働委員会の管轄区域」と、「都道府県労働委員会」とあるのは「船員地方労働委員会」と、「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣」と、「都道府県に」とあるのは「船員地方労働委員会の管轄区域に」と、「中央労働委員会」とあるのは「船員中央労働委員会」と、「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」とする。

5 中央労働委員会及び都道府県労働委員会に関する規定（第二十条第一項、第二十一条第一項及び第二項、第二十三条から第二十五条の二まで、第二十六条の二、第二十六条の三、第二十八条並びに前条の規定を除く。）は、船員中央労働委員会及び船員地方労働委員会について準用する。この場合において、第二十条第二項中「内閣総理大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「前項」とあるのは「第二十九条第二項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第二十九条第二項」と、第二十一条第三項中「第一項」とあるのは「第二十九条第二項」と、「都道府県労働委員会」とあるのは「船員地方労働委員会（当該労働組合が二以上の船員地方労働委員会の管轄区域にわたって組織を有する場合は、船員中央労働委員会）」と、第二十二条中「内閣総理大臣」とあり、及び「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣」と、第二十八条の五中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と

読み替えるものとする。

6 | 法第十九条の十三第四項で準用する法第十九条の八の規定により委員が弁償を受ける費用の種類及び金額は、船員中央労働委員会の会長である委員にあつては特別職の職員の給与に関する法律第一条第五号から第四十一号までに掲げる職員が、船員中央労働委員会の委員（会長であるものを除く。）及び船員地方労働委員会の会長である委員にあつては行政職俸給表（一）の十級の職務にある者が、船員地方労働委員会の委員（会長であるものを除く。）にあつては行政職俸給表（一）の八級の職務にある者が、旅費法の規定に基づいて受ける旅費の種類及び金額と同一とする。

7 | 前項に定めるもののほか、同項の費用の支給については、旅費法の定めるところによる。

8 | 第二十八条の五の規定は、船員地方労働委員会について準用する。
この場合において、同条中「厚生労働大臣」とあるのは、「国土交通大臣」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>別表第二（第九十条関係）</p> <p>公正取引委員会委員長及び委員</p> <p>中央選挙管理会委員</p> <p>国家公安委員会委員</p> <p>公害等調整委員会委員長及び委員</p> <p>公安審査委員会委員長及び委員</p> <p><u>中央労働委員会委員</u></p> <p><u>運輸安全委員会委員長及び委員</u></p> <p>衆議院議員選挙区画定審議会委員</p> <p>教育委員会委員</p> <p>選挙管理委員会委員</p> <p>監査委員</p> <p>人事委員会委員</p> <p>公平委員会委員</p> <p>地方公共団体の公安委員会委員</p> <p>都道府県労働委員会委員</p> <p>農業委員会委員</p> <p>収用委員会委員</p> <p>漁業調整委員会委員（広域漁業調整委員会の委員を除く。以下同じ。</p> <p>）</p> <p>内水面漁場管理委員会委員</p> <p>固定資産評価審査委員会委員</p>	<p>別表第二（第九十条関係）</p> <p>公正取引委員会委員長及び委員</p> <p>中央選挙管理会委員</p> <p>国家公安委員会委員</p> <p>公害等調整委員会委員長及び委員</p> <p>公安審査委員会委員長及び委員</p> <p><u>船員労働委員会委員</u></p> <p><u>中央労働委員会委員</u></p> <p>衆議院議員選挙区画定審議会委員</p> <p>教育委員会委員</p> <p>選挙管理委員会委員</p> <p>監査委員</p> <p>人事委員会委員</p> <p>公平委員会委員</p> <p>地方公共団体の公安委員会委員</p> <p>都道府県労働委員会委員</p> <p>農業委員会委員</p> <p>収用委員会委員</p> <p>漁業調整委員会委員（広域漁業調整委員会の委員を除く。以下同じ。</p> <p>）</p> <p>内水面漁場管理委員会委員</p> <p>固定資産評価審査委員会委員</p>

備考

この表中農業委員会委員、漁業調整委員会委員及び内水面漁場管理委員会委員は、市町村の議会の議員及び長の選挙以外の公職の選挙の場合に限るものとする。

備考

この表中農業委員会委員、漁業調整委員会委員及び内水面漁場管理委員会委員は、市町村の議会の議員及び長の選挙以外の公職の選挙の場合に限るものとする。

改 正 案	現 行
<p>（関係大臣との協議）</p> <p>第二条 <u>観光庁長官</u>は、法第三十三条第一項の規定による勧告をしようとする場合において、その勧告が、国立公園の区域内のホテル又は旅館に対して行われるときは環境大臣に、公衆衛生の改善を図る事項を内容とするときは厚生労働大臣に、それぞれ協議するものとする。</p>	<p>（関係大臣との協議）</p> <p>第二条 <u>国土交通大臣</u>は、法第三十三条第一項の規定による勧告をしようとする場合において、その勧告が、国立公園の区域内のホテル又は旅館に対して行われるときは環境大臣に、公衆衛生の改善を図る事項を内容とするときは厚生労働大臣に、それぞれ協議するものとする。</p>

改 正 案

現 行

<p>（手数料） 第四条（略） 2（略） 3 法第二十二條第三項の規定により納めなければならない観光庁長官が行う旅程管理研修の手数料の額は、三万七千六百円とする。</p>	<p>（手数料） 第四条（略） 2（略） 3 法第二十二條第三項の規定により納めなければならない国土交通大臣が行う旅程管理研修の手数料の額は、三万七千六百円とする。</p>
<p>（都道府県が処理する事務） 第五条 旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。）及び旅行者代理業に関する法第二章（第十二条の三を除く。）、第二十二条の十五、第四項及び第二十二條の二十二第二項において準用する第十八條第二項、第二十二條の二十三第一項、第二十三條、第二十三條の二第一項及び第二項並びに第二十六條第一項及び第二項に規定する観光庁長官の権限に属する事務は、これらの旅行業又は旅行者代理業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。</p>	<p>（都道府県が処理する事務） 第五条 旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。）及び旅行者代理業に関する法第二章（第十二条の三を除く。）、第二十二条の十五、第四項及び第二十二條の二十二第二項において準用する第十八條第二項、第二十二條の二十三第一項、第二十三條、第二十三條の二第一項及び第二項並びに第二十六條第一項及び第二項に規定する国土交通大臣の権限に属する事務は、これらの旅行業又は旅行者代理業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。</p>
<p>2 旅行業者等が組織する団体に関する法第二十五条に規定する観光庁長官の権限に属する事務は、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。</p>	<p>2 旅行業者等が組織する団体に関する法第二十五条に規定する国土交通大臣の権限に属する事務は、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。</p>
<p>3 旅行業者等が組織する団体（法第二十二條の二の旅行業協会を除く。）に関する法第二十六條第一項に規定する観光庁長官の権限に属する事務は、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。</p>	<p>3 旅行業者等が組織する団体（法第二十二條の二の旅行業協会を除く。）に関する法第二十六條第一項に規定する国土交通大臣の権限に属する事務は、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。</p>

4 前三項の場合においては、法中前三項に規定する事務に係る観光庁長官に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

4 前三項の場合においては、法中前三項に規定する事務に係る国土交通大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

○ 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百四十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(審査委員会) 第一条 (略) 2 5 4 (略) 5 審査委員会は、三人以上の特定独立行政法人等担当公益委員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。 6 (略)</p>	<p>(審査委員会) 第一条 (略) 2 5 4 (略) 5 審査委員会は、四人以上の特定独立行政法人等担当公益委員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。 6 (略)</p>

改 正 案		現 行	
<p>2 （略）</p> <p>第一条 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号。以下「法」という。）第五条第二項の規定による認定及び告示は、当該職員が勤務する地方公営企業又は特定地方独立行政法人の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働委員会が行う。</p>	<p>2 （略）</p> <p>第一条 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号。以下「法」という。）第五条第二項の規定による認定及び告示は、当該職員が勤務する地方公営企業又は特定地方独立行政法人の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働委員会が行う。</p>	<p>2 （略）</p> <p>第一条 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号。以下「法」という。）第五条第二項の規定による認定及び告示は、当該職員が勤務する地方公営企業又は特定地方独立行政法人の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働委員会又は船員地方労働委員会が行う。</p>	<p>2 （略）</p> <p>第一条 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号。以下「法」という。）第五条第二項の規定による認定及び告示は、当該職員が勤務する地方公営企業又は特定地方独立行政法人の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働委員会又は船員地方労働委員会が行う。</p>
<p>2 （略）</p> <p>第六条 法第五条第二項の事務の処理に係る都道府県労働委員会の会議については、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十六条の規定を準用する。</p>	<p>2 （略）</p> <p>第六条 法第五条第二項の事務の処理に係る都道府県労働委員会又は船員地方労働委員会の会議については、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十六条の規定を準用する。</p>	<p>2 （略）</p> <p>第六条 法第五条第二項の事務の処理に係る都道府県労働委員会又は船員地方労働委員会の会議については、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十六条の規定を準用する。</p>	<p>2 （略）</p> <p>第六条 法第五条第二項の事務の処理に係る都道府県労働委員会又は船員地方労働委員会の会議については、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十六条の規定を準用する。</p>

改正案		現行	
第一条 行政機関の職員に関する法律（以下「法」という。）第一条第一項の定員は、次の表のとおりとする。			
2・3 (略)	合計	318、696人	318、702人
国土交通省	(略)	61、七八九人	61、七九五 人
	(略)	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
区分	定員	備考	備考

○ 公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成四年政令第六十一号）（抄）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（地方支分部局の長への委任）

第二条（略）

第二条（略）

2（略）

2（略）

3 地方運輸局の所掌事務に関連する事項を事業の目的とする公益法人等であつてその行う事業が一の地方運輸局の管轄区域内に限られるもの（近畿運輸局にあつては、国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第十五号、第十八号、第八十六号から第九十三号まで、第九十五号から第九十九号まで、第百十四号及び第百二十八号に掲げる事務並びにこれらの事務に係る同条第五号、第十七号、第十九号、第二十一号及び第二十二号に掲げる事務（以下「海事に関する事務」という。）に関連する事項を事業の目的とし、かつ、その行う事業が神戸運輸監理部の管轄区域内に限られるものを除く。）又はその行う事業が海事に関する事務に関連する事項を事業の目的とし、かつ、その行う事業が神戸運輸監理部の管轄区域内に限られるものに対する国土交通大臣の前条第一項各号に掲げる権限（同項の規定により当該権限に属する事務を都道府県の知事が行うものを除く。）は、それぞれ地方運輸局長又は神戸運輸監理部長に委任する。

3 地方運輸局の所掌事務に関連する事項を事業の目的とする公益法人等であつてその行う事業が一の地方運輸局の管轄区域内に限られるもの（近畿運輸局にあつては、国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第十五号、第十八号、第八十六号から第九十三号まで、第九十五号から第百号まで、第百十四号及び第百二十八号に掲げる事務並びにこれらの事務に係る同条第五号、第十七号、第十九号、第二十一号及び第二十二号に掲げる事務（以下「海事に関する事務」という。）に関連する事項を事業の目的とし、かつ、その行う事業が神戸運輸監理部の管轄区域内に限られるものを除く。）又はその行う事業が海事に関する事務に関連する事項を事業の目的とし、かつ、その行う事業が神戸運輸監理部の管轄区域内に限られるものに対する国土交通大臣の前条第一項各号に掲げる権限（同項の規定により当該権限に属する事務を都道府県の知事が行うものを除く。）は、それぞれ地方運輸局長又は神戸運輸監理部長に委任する。

別表第一（第一条関係）

別表第一（第一条関係）

主務官庁 (略)	事項 (略)
国土交通省	一 海難審判所の所掌事務に関

主務官庁 (略)	事項 (略)
国土交通省	

別表第二(第二条関係) (略)

- 連する事項
- 二 (略)
 - 三 気象庁、運輸安全委員会又は海上保安庁の所掌事務に関連する事項

別表第二(第二条関係) (略)

- 一 (略)
- 二 船員労働委員会、気象庁、海上保安庁又は海難審判庁の所掌事務に関連する事項

○ 公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成四年政令第六十二号）（抄）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（地方支分部局の長への委任）

第二条（略）

第二条（略）

2 地方運輸局の所掌事務に関連する事項を目的とする公益信託であつてその受益の範囲が一の地方運輸局の管轄区域内に限られるもの（近畿運輸局にあつては、国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第十五号、第十八号、第八十六号から第九十三号まで、第九十五号から第九十九号まで、第百十四号及び第百二十八号に掲げる事務並びにこれらの事務に係る同条第五号、第十七号、第十九号、第二十一号及び第二十二号に掲げる事務（以下「海事に関する事務」という。）に関連する事項を目的とし、かつ、その受益の範囲が神戸運輸監理部の管轄区域内に限られるものを除く。）又は海事に関する事務に関連する事項を目的とし、かつ、その受益の範囲が神戸運輸監理部の管轄区域内に限られるものに対する国土交通大臣の前条第一項に規定する権限（同項の規定により当該権限に属する事務を都道府県の知事が行うものを除く。）は、それぞれ地方運輸局長又は神戸運輸監理部長に委任する。

2 地方運輸局の所掌事務に関連する事項を目的とする公益信託であつてその受益の範囲が一の地方運輸局の管轄区域内に限られるもの（近畿運輸局にあつては、国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第十五号、第十八号、第八十六号から第九十三号まで、第九十五号から第百号まで、第百十四号及び第百二十八号に掲げる事務並びにこれらの事務に係る同条第五号、第十七号、第十九号、第二十一号及び第二十二号に掲げる事務（以下「海事に関する事務」という。）に関連する事項を目的とし、かつ、その受益の範囲が神戸運輸監理部の管轄区域内に限られるものを除く。）又は海事に関する事務に関連する事項を目的とし、かつ、その受益の範囲が神戸運輸監理部の管轄区域内に限られるものに対する国土交通大臣の前条第一項に規定する権限（同項の規定により当該権限に属する事務を都道府県の知事が行うものを除く。）は、それぞれ地方運輸局長又は神戸運輸監理部長に委任する。

別表第一（第一条関係）

別表第一（第一条関係）

主務官庁 (略)	事項 (略)
国土交通省	一 海難審判所の所掌事務に 連する事項 二 (略)

主務官庁 (略)	事項 (略)
国土交通省	一 (略)

別表第二(第二条関係) (略)

三 気象庁、運輸安全委員会又は海上保安庁の所掌事務に関連する事項

別表第二(第二条関係) (略)

二 船員労働委員会、気象庁、海上保安庁又は海難審判庁の所掌事務に関連する事項

○ 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表（第一条関係）</p> <p>内閣府 国家公安委員会 警察庁 金融庁 総務省 消防庁 法務省 外務省 財務省 国税庁 文部科学省 文化庁 厚生労働省 農林水産省 林野庁 水産庁 経済産業省 資源エネルギー庁 国土交通省 観光庁 気象庁</p>	<p>別表（第一条関係）</p> <p>内閣府 国家公安委員会 警察庁 金融庁 総務省 消防庁 法務省 外務省 財務省 国税庁 文部科学省 文化庁 厚生労働省 農林水産省 林野庁 水産庁 経済産業省 資源エネルギー庁 国土交通省 気象庁</p>

海上保安庁
環境省
防衛省

海上保安庁
環境省
防衛省

○ イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百五十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第一（第四条関係）</p> <p>内閣府 国家公安委員会 警察庁 金融庁 総務省 消防庁 法務省 公安調査庁 外務省 財務省 国税庁 文部科学省 文化庁 厚生労働省 農林水産省 林野庁 水産庁 経済産業省 資源エネルギー庁 国土交通省</p>	<p>別表第一（第四条関係）</p> <p>内閣府 国家公安委員会 警察庁 金融庁 総務省 消防庁 法務省 公安調査庁 外務省 財務省 国税庁 文部科学省 文化庁 厚生労働省 農林水産省 林野庁 水産庁 経済産業省 資源エネルギー庁 国土交通省</p>

觀光庁

気象庁

海上保安庁

環境省

防衛省

気象庁

海上保安庁

環境省

防衛省

○ 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の関係行政機関を定める政令（平成十一年政令第二百五十三号）（抄）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。</p> <p>一 十九（略）</p> <p>二十 観光庁</p> <p>二十一 二十四（略）</p>	<p>周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。</p> <p>一 十九（略）</p> <p>二十 二十三（略）</p>

改正案	現行
<p>（地方交通審議会及び沖繩位置境界明確化審議会） 第四十九条（略）</p> <p>2 地方交通審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 沖繩総合事務局長の諮問に応じて、総合事務局の所掌事務のうち地方運輸局において所掌することとされている事務に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>二 船員法（昭和二十二年法律第百号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）及び船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）の規定により地方運輸局に置かれる審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>3～5（略）</p>	<p>（地方交通審議会及び沖繩位置境界明確化審議会） 第四十九条（略）</p> <p>2 地方交通審議会は、沖繩総合事務局長の諮問に応じて、総合事務局の所掌事務のうち地方運輸局において所掌することとされている事務に関する重要事項を調査審議する。</p> <p>3～5（略）</p>

改 正 案

現 行

<p>（分科会） 第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>（分科会） 第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>
<p>（略） 海事分科会</p>	<p>（略） 海事分科会</p>
<p>一 海運、造船に関する事業、船舶、船員及び船舶交通安全に関する重要事項を調査審議すること。 二 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）、造船法（昭和二十五年法律第二百二十九号）、臨時船舶建造調整法（昭和二十八年法律第四百十九号）、船員法（昭和二十二年法律第百号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）、船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）、勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律</p>	<p>一 海運、造船に関する事業、船舶、船員及び船舶交通安全に関する重要事項を調査審議すること（船員労働委員会の所掌に属するものを除く。）。 二 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）、造船法（昭和二十五年法律第二百二十九号）、臨時船舶建造調整法（昭和二十八年法律第四百十九号）、船員職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）、水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）及び海上交通安全法（昭和四十七年法律第一百五十五号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>

<p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第百十三号)、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)、船員職業安定法(昭和二十三年法律第三百十号)、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第四百九十九号)、水先法(昭和二十四年法律第二百一十一号)及び海上交通安全法(昭和四十七年法律第一百五十五号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>
<p>2 5 6 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 観光分科会の庶務は、観光庁総務課において処理する。</p> <p>5 9 (略)</p>	<p>2 5 6 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 観光分科会の庶務は、国土交通省総合政策局観光政策課において処理する。</p> <p>5 9 (略)</p>

改正案	現行
<p>（庶務）</p> <p>第四条 審議会の庶務は、国土交通省総合政策局総務課において処理する。</p> <p>（公聴会の主宰）</p> <p>第五条 国土交通省設置法第二十三条の公聴会は、審議会が事案を指定して指名する国土交通省の職員が主宰する。ただし、事案が特に重要である場合において、審議会が公聴会を自ら主宰し、又は委員を指名して公聴会を主宰させることを妨げない。</p> <p>（報告書の作成）</p> <p>第六条 前条の規定により指名された委員又は国土交通省の職員は、公聴会の審理によって知ることができた事実を報告書として作成し、これを審議会に提出しなければならない。</p>	<p>（審理官等）</p> <p>第四条 審議会の事務を処理させるため、審議会に審理官その他の職員を置く。</p> <p>（公聴会の主宰）</p> <p>第五条 国土交通省設置法第二十三条の公聴会は、審議会が事案を指定して指名する審理官が主宰する。ただし、事案が特に重要である場合において、審議会が公聴会を自ら主宰し、又は委員を指名して公聴会を主宰させることを妨げない。</p> <p>（報告書の作成）</p> <p>第六条 前条の規定により指名された委員又は審理官は、公聴会の審理によって知ることができた事実を報告書として作成し、これを審議会に提出しなければならない。</p>

○ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定行政機関）</p> <p>第一条 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「法」という。）第二条第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。</p> <p>一～二十三 （略）</p> <p>二十四 観光庁</p> <p>二十五～二十八 （略）</p>	<p>（指定行政機関）</p> <p>第一条 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「法」という。）第二条第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。</p> <p>一～二十三 （略）</p> <p>二十四～二十七 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>第二十三条 次の法令の規定については、国立大学法人等を独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この条及び次条において同じ。）とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）第二十八条の三 </p> <p>五～十四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>第二十三条 次の法令の規定については、国立大学法人等を独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この条及び次条において同じ。）とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 航空・鉄道事故調査委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）第十八条 </p> <p>五～十四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

○ 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十九年政令第六十九号）（抄）（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（助教授の在職に関する経過措置）</p> <p>2 この政令の規定による改正後の次に掲げる政令の規定の適用については、この政令の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。</p> <p>一 海難審判法施行令第二條</p> <p>二〽四（略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（助教授の在職に関する経過措置）</p> <p>2 この政令の規定による改正後の次に掲げる政令の規定の適用については、この政令の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。</p> <p>一 海難審判法施行令第三條</p> <p>二〽四（略）</p>

改正案

現行

（長官、事務次官、事務局長又は局長の職に準ずる職）

（長官、事務次官、事務局長又は局長の職に準ずる職）

第四条 法第九十九条第十六号の国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官又は同法第二十一条第一項に規定する事務局長若しくは局長の職に準ずる職であつて政令で定めるものは、平成十三年一月六日以降の職については、次に掲げるものとする。

第四条 法第九十九条第十六号の国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官又は同法第二十一条第一項に規定する事務局長若しくは局長の職に準ずる職であつて政令で定めるものは、平成十三年一月六日以降の職については、次に掲げるものとする。

一 十三（略）

一 十三（略）

十四 国土地理院の長及び海難審判所長並びに国土交通省設置法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十六号）第三条の規定による

十四 国土地理院の長及び海難審判理事所の長

改正前の海難審判法（昭和二十二年法律第三百三十五号）第十四条の二第一項に規定する海難審判理事所の長

十五（略）

十五（略）

2（略）

2（略）

（局長等としての在職機関に属する役員に類する者）

（局長等としての在職機関に属する役員に類する者）

第五条 法第九十九条第十六号の局長等としての在職機関に属する役員に類する者として政令で定めるものは、局長等としての在職機関が次条第一項第十七号又は同条第二項各号に掲げる国の機関である場合における当該在職機関の所掌していた事務を所掌する同条第一項各号に掲げる国の機関（当該在職機関であるものを除く。）に属する職員とする。

第五条 法第九十九条第十六号の局長等としての在職機関に属する役員に類する者として政令で定めるものは、局長等としての在職機関が次条第二項各号に掲げる国の機関である場合における当該在職機関の所掌していた事務を所掌する同条第一項各号に掲げる国の機関（当該在職機関であるものを除く。）に属する職員とする。

（在職していた行政機関等に属する役員に類する者）

（在職していた行政機関等に属する役員に類する者）

第七条 法第九十九条第十七号の行政機関等に属する役員に類する者とし

第七条 法第九十九条第十七号の行政機関等に属する役員に類する者とし

て政令で定めるものは、在職していた行政機関等が次の各号に掲げるものである場合における当該各号に定めるものとする。

- 一 前条第一項第十七号及び第二十号並びに同条第二項各号に掲げる国の機関 当該行政機関等の所掌していた事務を所掌する同条第一項各号に掲げる国の機関（当該行政機関等であるものを除く。）に属する職員

二・三 (略)

附則別表（附則第四条関係）

(略)	(略)
国土交通省	運輸審議会 国土地理院 小笠原総合事務所 海難審判所 地方整備局 北海道開発局 地方運輸局 地方航空局 航空交通管制部 観光庁 気象庁（気象研究所、気象衛星センター、高層気象台、地磁気観測所、気象大学校、管区気象台、海洋気象台及び沖縄気象台を除く。） 気象庁管区気象台 気象庁海洋気象台

て政令で定めるものは、在職していた行政機関等が次の各号に掲げるものである場合における当該各号に定めるものとする。

- 一 前条第一項第二十号及び同条第二項各号に掲げる国の機関 当該行政機関等の所掌していた事務を所掌する同条第一項各号に掲げる国の機関（当該行政機関等であるものを除く。）に属する職員

二・三 (略)

附則別表（附則第四条関係）

(略)	(略)
国土交通省	運輸審議会 航空・鉄道事故調査委員会に置かれる事務局 国土地理院 小笠原総合事務所 地方整備局 北海道開発局 地方運輸局 地方航空局 航空交通管制部 船員労働委員会に置かれる事務局 気象庁（気象研究所、気象衛星センター、高層気象台、地磁気観測所、気象大学校、管区気象台、海洋気象台及び沖縄気象台を除く。） 気象庁管区気象台 気象庁海洋気象台

改正案

現行

附則

附則

（定員の期間別の特例）

（定員の期間別の特例）

2 改正後の行政機関職員定員令（以下「新令」という。）第一条第一項の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同項に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

2 改正後の行政機関職員定員令（以下「新令」という。）第一条第一項の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同項に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
国土交通省	平成二十年九月三十日までの間	六二、〇〇一人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
	平成二十年十月一日から同年十二月三十一日までの間	六一、八六一人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。

区分	期間	定員	備考
国土交通省	平成二十年九月三十日までの間	六二、〇〇一人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
	平成二十年十月一日から同年十二月三十一日までの間	六一、八六七人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。

